

深谷市シティプロモーション推進に係る  
オリジナルロゴマークの作製及び使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市シティプロモーションの推進にあたり、市が付与するオリジナルロゴマーク（以下「オリジナルロゴマーク」という。）の作製及び使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 オリジナルロゴマークは、「深谷市シティプロモーションロゴマーク使用取扱規程」に定める深谷市シティプロモーションロゴマークの文言の一部と色を変更したもののことをいう。

(オリジナルロゴマーク作製及び使用申請)

第3条 オリジナルロゴマークの作製及び使用申請ができる者（以下「申請者」という。）は、あらかじめオリジナルロゴマーク作製及び使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて深谷市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 オリジナルロゴマークの付与及び使用を承認された者（以下「使用者」という。）が作製及び使用できるオリジナルロゴマークの種類は1種類とする。ただし、2種類以上のオリジナルロゴマークを作製及び使用することに相当の理由があると市長が認めるものについては、この限りでない。

(オリジナルロゴマークの付与及び使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、オリジナルロゴマークの付与及び使用を承認するものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。

(2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使

用するおそれがあると認められるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

(5) ガイドライン、マニュアル等の注意事項を遵守しないとき。

(6) その他市長が使用について不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりオリジナルロゴマークの付与及び使用を承認したときは、オリジナルロゴマーク決定通知兼使用承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、この場合、市長はオリジナルロゴマークの使用方法、その他について、必要に応じ条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条の規定により、使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用を承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

(2) 使用の承認によって生じる権利を第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 製作した物品等についての商標登録及びオリジナルロゴマークデザインについての意匠登録等、オリジナルロゴマークに関し自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(4) オリジナルロゴマークを変更して使用しないこと。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

(5) オリジナルロゴマークの使用に関し一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責務において必要な措置を講じること。

(6) その他各種の法令を遵守すること。

(オリジナルロゴマークの優先的使用)

第6条 使用者は、市から付与されたオリジナルロゴマークを優先的に使用することができる。

(使用者に付与されたオリジナルロゴマークの使用)

第7条 使用者に既に付与されたオリジナルロゴマーク(以下「既存ロゴマーク」という。)の使用を希望するものは、使用者と協議を行った上、既存ロゴマーク使用申請書(様式第3号)を市に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

2 市長は、前項の規定により既存ロゴマークの使用を承認したときは、既存ロゴマーク使用承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(オリジナルロゴマークの変更等)

第8条 使用者は、市から付与されたオリジナルロゴマークの文言又は色等の変更を希望するときは、速やかにオリジナルロゴマーク変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請について適当と認めたときは、オリジナルロゴマーク変更決定通知兼使用承認書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 オリジナルロゴマークの使用料は無料とする。

2 オリジナルロゴマークの使用に要した費用等は使用者が負担し、市は一切の責任を負わない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 オリジナルロゴマークを使用している者が、第3条及び第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反していると認められたときには、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、オリジナルロゴマークを使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。また、請求等によってオリジナルロゴマークを使用している者に損害が生じても、市はその責

任を一切負わない。

2 市長は、使用者がこの規程及び承認された内容に違反していると認められたときは、当該承認を取り消し、使用を差し止めることができる。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

（使用状況報告書）

第11条 使用者は、オリジナルロゴマークの使用状況について、オリジナルロゴマーク使用状況報告書（様式第7号）により、適宜市長に報告するものとする。

（オリジナルロゴマークに関する権利）

第12条 オリジナルロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

（責任の制限）

第13条 使用者が、オリジナルロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

（効果の調査）

第14条 市長は、使用者に対してオリジナルロゴマークの効果を測定するための調査をすることができる。

（情報公開）

第15条 市長は、オリジナルロゴマークの適正な管理と広い利用促進を図る観点から、その使用承認の状況等について、公開することができる。

（業務委託）

第16条 市長は、この規程に関する業務を外部に委託することができる。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、オリジナルロゴマークの使用その他の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月31日から施行する。